

詳細別紙

【海外渡航について】

海外に渡航する予定がある職員、もしくは同居者等で海外に渡航した方と接触がある職員は事前に管理者に「行先、日程、連絡先」についてお知らせください。

【新型コロナウイルスに関する「出勤の停止等について」】

※「濃厚接触者の定義」とは保健所に「濃厚接触者」と判断された場合になります。

また、患者の発症から2日間にさかのぼって、患者と以下のような接触があった場合は、濃厚接触者と判断します。

- ◎ メンバーさんが発症した際の濃厚接触者とは：
 - ・発症したメンバーさんに以下の何れかの状態で接触した者。
 - マスクや適切な手指衛生処置を実施せずに患者に接触した。
 - 気管吸引の際にマスク、手袋着用、手指衛生を行わなかった。
 - ケアの時にマスク、エプロン、手袋着用、手指衛生を行わなかった。
- ◎ その他：患者と1メートル以内の距離で、かつマスクなしで15分以上会話や食事を行った。

※「患者とは」

- ① 新型コロナウイルス感染症と確定診断された人。

「留意事項」

- ・各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ)場合は出勤を行わないことを徹底すること。該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるよう努めること。（「休業扱い」とします）
- ・過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

※ 今まで配信している法人情報はホームページに掲載。（[みなと舎](#) で検索）